

消防消第14号
平成28年2月2日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防職員の厳正な服務規律の確保等について

消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、先般、救急隊員が救急活動中に、救急要請者が所持する財布を窃取したことにより逮捕される事案が発生しました。さらに、消防学校入校中の消防職員が、救急科の教育訓練期間中に撮影した不適切な画像をソーシャルメディアに投稿した事案のほか、救急隊員が救急活動中に聴取した個人情報をも自身の携帯電話に登録し、後日、傷病者の家族にソーシャルメディア等の手段を用いて連絡したことにより、停職1月の懲戒処分が付されるという事案が相次いで発生しました。

いずれの事案も公務に関連するものであり、消防行政及び消防職員全体に対する国民・住民の信頼を著しく損ね、行政の執行に多大なる悪影響をもたらすものです。各地方公共団体におかれては、このことを十分認識していただき、改めて厳正な服務規律の確保と消防職員の倫理の保持に一層努めるようお願いいたします。

また、ソーシャルメディアの私的利用に当たり留意すべき事項については、研修等により注意喚起を行うなど適正利用の徹底を図るようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対し、速やかにこの旨を周知していただくよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。